別紙様式第 23 号

申請日　2026 年 10 月 7 日

一般社団法人　資産運用業協会
会　長　殿

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第９条第１項第 17 号の規定に基づき、2026 年８月４日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、2026 年 10 月１日付で当社が運用する投資信託の純資産額の合計額に 30%以上の増減があったため、同規則第９条第１項第 18 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

１　委託会社等の概況

（１）資本金の額（2026 年 10 月１日現在）

①　資本金の額	：	1,000 百万円
②　委託会社が発行する株式総数	：	100,000 株
③　発行済株式総数	：	78,270 株
④　最近５年間における主な資本金の額の増減	：	該当事項はありません。

（２）委託会社の機構（2026 年 10 月１日現在）

①　経営の意思決定機構

３名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から１名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

② 運用の意思決定機構

組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。

運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。

2 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

委託会社は、2026 年 10 月 1 日にウエスタン・アセット・マネジメント株式会社と合併しました。

2026 年 10 月 1 日現在における合併前のフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用を行っていた証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	62	1,144,417
単位型株式投資信託	7	21,757
合計	69	1,166,175

2026 年 10 月 1 日現在における旧ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社が運用を行っていた証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	831,594
合計	6	831,594

３　委託会社等の経理状況

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に従って作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に従って作成しております。
中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 28 期事業年度（2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の財務諸表及び第 29 期中間会計期間（2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 12 月 17 日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　久　保　直　毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までの第 28 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業

として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2026 年 6 月 17 日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　久　保　直　毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの第 29 期事業年度の中間会計期間（2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第27期事業年度 （2024年9月30日）	第28期事業年度 （2025年9月30日）
資　産　の　部		
流動資産		
現金及び預金	2,628,702	3,564,942
前払費用	85,084	97,464
未収委託者報酬	879,102	859,804
未収運用受託報酬	1,327,959	1,225,865
未収投資助言報酬	1,364	814
その他未収収益	9,449	39,573
未収入金	623,890	321,953
立替金	300,010	－
流動資産計	5,855,563	6,110,418
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	18,313	78,371
器具備品	28,842	31,546
有形固定資産計	47,155	109,917
無形固定資産		
ソフトウェア	2,099	1,175
無形固定資産計	2,099	1,175
投資その他の資産		
投資有価証券	9,285	9,285
長期差入保証金	25,000	25,000
繰延税金資産	190,037	266,705
投資その他の資産計	224,322	300,990
固定資産計	273,578	412,083
資産合計	6,129,142	6,522,502

（単位：千円）

	第27期事業年度 （2024年9月30日）	第28期事業年度 （2025年9月30日）
負　債　の　部		
流動負債		
預り金	27,891	27,161
未払金	638,926	806,057
未払手数料	198,125	216,691
未払消費税等	89,846	145,003
その他未払金	350,954	444,362
未払費用	1,234,103	1,022,879
未払法人税等	181,646	77,832
前受金	57,707	44,558
その他流動負債	100	3
流動負債計	2,140,377	1,978,492
固定負債		
退職給付引当金	165,130	207,431
その他固定負債	19,579	93,696
固定負債計	184,709	301,127
負債合計	2,325,087	2,279,620
純　資　産　の　部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
その他資本剰余金	647,958	1,047,958
資本剰余金計	874,364	1,274,364
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,906,096	1,944,923
利益剰余金計	1,929,690	1,968,517
株主資本合計	3,804,054	4,242,881
純資産合計	3,804,054	4,242,881
負債純資産合計	6,129,142	6,522,502

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第27期事業年度 （自 2023年10月 1日 至 2024年9月30日）		第28期事業年度 （自 2024年10月 1日 至 2025年9月30日）	
営業収益				
委託者報酬		7,769,165		8,262,010
運用受託報酬		2,535,828		2,569,049
業務受託報酬		5,059,679		5,234,641
投資助言報酬		2,976		756
その他営業収益		13,257		23,806
営業収益計		15,380,908		16,090,264
営業費用				
支払手数料		2,569,577		2,756,331
広告宣伝費		118,476		97,807
調査費		7,633,776		7,963,088
調査費	208,146		215,599	
委託調査費	7,424,597		7,744,838	
図書費	1,032		2,650	
委託計算費		499,986		467,390
営業雑経費		144,813		159,690
通信費	31,335		23,461	
印刷費	103,196		125,350	
協会費	9,340		4,972	
諸会費	942		5,906	
営業費用計		10,966,631		11,444,308
一般管理費				
給料		1,825,168		1,960,880
役員報酬	139,653		93,564	
給料・手当	1,276,044		1,421,679	
賞与	409,470		445,637	
交際費		12,098		6,683
旅費交通費		27,501		39,337
租税公課		70,298		72,506
不動産賃借料		201,057		236,741
退職給付費用		101,851		153,748
固定資産減価償却費		29,627		26,782
業務委託費		1,307,045		1,154,330
諸経費		290,879		361,927
一般管理費計		3,865,528		4,012,938
営業利益		548,748		633,017

（単位：千円）

	第27期事業年度 （自 2023年10月 1日 至 2024年9月30日）	第28期事業年度 （自 2024年10月 1日 至 2025年9月30日）
営業外収益		
受取利息	93	29
受取配当金	1,687	1,797
為替差益	－	27,363
投資有価証券売却益	114	－
雑収益	－	6,135
営業外収益計	1,895	35,325
営業外費用		
為替差損	9,934	－
雑損失	10,517	6,059
営業外費用計	20,452	6,059
経常利益	530,191	662,284
特別損失		
固定資産除却損	－	27,019
特別損失計	－	27,019
税引前当期純利益	530,191	635,265
法人税、住民税及び事業税	224,377	190,096
法人税等調整額	△37,924	△44,876
法人税等合計	186,453	145,219
当期純利益	343,738	490,046

（３）【株主資本等変動計算書】

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）　（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,562,358	1,585,952	3,460,316	3,460,316
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	343,738	343,738	343,738	343,738
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	343,738	343,738	343,738	343,738
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,906,096	1,929,690	3,804,054	3,804,054

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）　（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,906,096	1,929,690	3,804,054	3,804,054
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△700,000	△700,000	△700,000	△700,000
合併による増加	－	－	400,000	400,000	－	248,780	248,780	648,780	648,780
当期純利益						490,046	490,046	490,046	490,046
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	400,000	400,000	－	38,827	38,827	438,827	438,827
当期末残高	1,000,000	226,405	1,047,958	1,274,364	23,594	1,944,923	1,968,517	4,242,881	4,242,881

［注記事項］

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)その他有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6年～18年 器具備品　2年～15年 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 収益は次の5つのステップを適用し認識しております。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価額を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。 運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断し、サービス提供期間に渡り収益として認識しております。 成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。 投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出

	されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。 業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間に渡り充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

第 27 期事業年度 （2024 年 9 月 30 日）	第 28 期事業年度 （2025 年 9 月 30 日）
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 353,194 千円 器具備品 142,763 千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 367,252 千円 器具備品 152,416 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	－	－	78,270

2.　配当に関する事項

該当事項はありません。

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	－	－	78,270

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1 株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025 年 3 月 7 日 臨時株主総会	普通株式	700,000	8,943.4	2024 年 9 月 30 日	2025 年 3 月 25 日

（リース取引関係）

第 27 期事業年度 （自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）	第 28 期事業年度 （自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年以内　114,225 千円 1 年超　－千円 合計　114,225 千円	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	25,000	25,000	－
資産計	25,000	25,000	－

（注）1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、その他未収入金、未払手数料、その他未払金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注）2. 市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

（注）3.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
長期差入保証金	－	－	25,000
合計	－	－	25,000

3.　金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価 を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	－	25,000	－	25,000

（注1）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1 に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

第28期事業年度（自 2024年10月1日　至 2025年9月30日）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	25,000	25,000	－
資産計	25,000	25,000	－

（注）1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、その他未収入金、未払手数料、その他未払金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注）2. 市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

（注）3.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
長期差入保証金	－	－	25,000
合計	－	－	25,000

3.　金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価 を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	－	25,000	－	25,000

（注1）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1 に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

（有価証券関係）

第 27 期事業年度 （2024 年 9 月 30 日）	第 28 期事業年度 （2025 年 9 月 30 日）
1. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額　1,114 千円 売却益の合計額　114 千円	該当事項はありません。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引

（1）取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容
結合当事企業の名称：パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社（以下「PIJ」）
事業の内容：投資運用業

2. 企業結合日
2024 年 10 月 1 日

3. 企業結合の法的形式
当社を存続会社、PIJ を消滅会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5. 企業結合の目的
この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティーの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

（2）実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しました。

（退職給付関係）

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2.　確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	115,559 千円
退職給付費用	64,396 千円
退職給付の支払額	△14,824 千円
退職給付引当金の期末残高	165,130 千円

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64,396 千円

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、37,455 千円であります。

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2.　確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	165,130 千円
退職給付費用	76,964 千円
退職給付の支払額	△34,663 千円
退職給付引当金の期末残高	207,431 千円

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	76,964 千円

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、42,625 千円であります。

（税効果会計関係）

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	50,562
未払費用	56,013
未払金	107,430
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延資産償却超過	－
未払事業税	15,441
その他	10,346
繰延税金資産小計	312,429
評価性引当額	△122,392
繰延税金資産合計	190,037

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	（%）
法定実効税率	30.6
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8
住民税均等割	0.7
過年度法人税等戻入額	－
評価性引当金	1.4
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	65,239
未払費用	42,812
未払金	131,262
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	45,532
繰延資産償却超過	－
未払事業税	14,001
その他	14,751
繰延税金資産小計	341,376
評価性引当額	△74,670
繰延税金資産合計	266,705

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.0
住民税均等割	0.6
過年度法人税等繰入額	0
評価性引当金	△7.5
繰越欠損金（合併に伴う引継）	△5.7
その他	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2027 年９月期以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 30.62%から 31.52%に変更し計算しております。
この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額は僅少です。

（資産除去債務関係）

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

1.　当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、賃借契約に基づいて計算をした敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額が、敷金の額よりも多いことから、資産除去債務として認められる金額から敷金の額を差し引いた金額を、固定負債のその他に含めて計上しております。

当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は 19,579 千円であります。

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）

1.　当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、賃借契約に基づいて計算をした敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額が、敷金の額よりも多いことから、資産除去債務として認められる金額から敷金の額を差し引いた金額を、固定負債のその他に含めて計上しております。

当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は 93,696 千円であります。

（セグメント情報等関係）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

1.　製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,769,165	2,535,828	2,976	5,059,679	13,257	15,380,908

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	7,769,165	－	－	－	7,769,165
運用受託報酬	2,501,342	－	486	33,999	2,535,828
投資助言報酬	2,976	－	－	－	2,976
業務受託報酬	－	2,323,893	2,735,786	－	5,059,679

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	2,735,450
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシス S.A.R.L.	2,323,893
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,867,165

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）

1.　製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への営業収益	8,262,010	2,569,049	756	5,234,641	23,806	16,090,264

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	8,262,010	－	－	－	8,262,010
運用受託報酬	2,536,312	－	－	32,736	2,569,049
投資助言報酬	756	－	－	－	756
業務受託報酬	－	2,173,105	3,050,108	11,427	5,234,641

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	3,047,711
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシス S.A.R.L.	2,173,105
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,719,116

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の［関連情報］、「2. 地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の 4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の［関連情報］、「2. 地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の 4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（関連当事者情報）

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日　至 2024 年 9 月 30 日）

１．　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	フランクリンリソーシズインク	米国デラウエア州	50.2百万米ドル	持株会社	（被所有）間接100％	業務委託関係役員の兼任	本部共通経費の支払（注２）	114,773	未払費用	90,939

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国カリフォルニア州	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	993,799	未払費用	79,933
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアビクトリア州	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	889,511	未払費用	66,765
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	653,905	未払費用	228,361
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国ペンシルバニア州	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	845,888	未払費用	76,219
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド	オーストラリアビクトリア州	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	1,856,249	未払費用	151,630
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・カンパニーズ・エルエルシー	米国デラウエア州	－	一般業務委託請負会社	－	業務委託関係	業務の受託（注３）	2,735,450	未収入金	366,521
							総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託（注４）	1,168,745	未払費用	141,062

同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービシス・S.A.R.L.	ルクセンブルグ	－	金融業	―	業務委託関係	業務の受託（注３）	2,323,893	未収入金	185,607
							業務の委託（注５）	377	未払費用	67
同一の親会社を持つ会社	K2/D&S マネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国デラウエア州	－	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	802,935	未払費用	83,768
同一の親会社を持つ会社	フランクリン アドバイザーズ インク	米国カリフォルニア州	－	金融業	―	業務委託関係	業務の委託（注５）	787,168	未払費用	69,871

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注２）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（注３）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

（注４）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（注５）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

レッグ・メイソン・インク（非上場）

テンプルトン・ワールドワイド・インク（非上場）

テンプルトン・インターナショナル・インク（非上場）

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）

１．　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	フランクリンリソーシズインク	米国デラウエア州	50.2百万米ドル	持株会社	（被所有）間接100％	業務委託関係役員の兼任	本部共通経費の支払（注２）	106,615	未払費用	60,193

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国カリフォルニア州	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	943,806	未払費用	79,097
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアビクトリア州	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	736,282	未払費用	59,569
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	640,546	未払費用	58,552
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国ペンシルバニア州	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	1,286,585	未払費用	121,009
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド	オーストラリアビクトリア州	－	金融業	－	業務委託関係	業務の委託（注５）	1,749,095	未払費用	149,780
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・カンパニーズ・エルエルシー	米国デラウエア州	－	一般業務委託請負会社	－	業務委託関係	業務の受託（注３）	3,047,711	未収入金	206,314
							総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託（注４）	1,153,112	未払費用	94,783
同一の親会社を持	フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービシ	ルクセンブルグ	－	金融業	－	業務委託関係	業務の受託（注３）	2,173,105	未収入金	101,349

つ会社	ス・ S.A.R.L.						業務の 委託 （注５）	1,217	未払 費用	89
同一の 親 会社を 持 つ会社	K2/D&S マネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国 デラウエア州	－	金融業	－	業務委託 関係	業務の 委託 （注５）	889,817	未払 費用	78,663
同一の 親 会社を 持 つ会社	フランクリン アドバイザーズ インク	米国 カリフォルニア州	－	金融業	－	業務委託 関係	業務の 委託 （注５）	1,026,866	未払 費用	96,262

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注２）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（注３）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

（注４）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（注５）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

レッグ・メイソン・インク（非上場）

テンプルトン・ワールドワイド・インク（非上場）

テンプルトン・インターナショナル・インク（非上場）

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

（１株当たり情報）

第 27 期事業年度 （自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）	第 28 期事業年度 （自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）
１株当たり純資産額　48,601 円 69 銭 １株当たり当期純利益金額　4,391 円 69 銭 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　343,738 千円 普通株式に帰属しない金額　－ 普通株式に係る当期純利益　343,738 千円 期中平均株式数　78 千株 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　54,208 円 28 銭 １株当たり当期純利益金額　6,260 円 97 銭 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　490,046 千円 普通株式に帰属しない金額　－ 普通株式に係る当期純利益　490,046 千円 期中平均株式数　78 千株 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第29期中間会計期間末 （2026年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		4,169,642
前払費用		104,633
未収委託者報酬		1,021,871
未収運用受託報酬		798,462
その他未収収益		46,561
未収入金		470,672
流動資産計		6,611,842
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	72,196
器具備品	※1	29,078
有形固定資産計		101,275
無形固定資産		
ソフトウェア		875
無形固定資産計		875
投資その他の資産		
投資有価証券		9,285
長期差入保証金		25,000
繰延税金資産		244,309
投資その他の資産計		278,594
固定資産計		380,744
資産合計		6,992,587

（単位：千円）

	第29期中間会計期間末 （2026年3月31日）
負債の部	
流動負債	
預り金	27,159
未払金	378,545
未払手数料	219,853
未払消費税等	114,779
その他未払金	43,912
未払費用	1,422,224
賞与引当金	248,685
未払法人税等	125,817
前受金	24,272
流動負債計	2,226,704
固定負債	
退職給付引当金	222,404
その他固定負債	93,696
固定負債計	316,100
負債合計	2,542,805
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
その他資本剰余金	1,047,958
資本剰余金計	1,274,364
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,151,823
利益剰余金計	2,175,417
株主資本計	4,449,781
純資産合計	4,449,781
負債・純資産合計	6,992,587

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第29期中間会計期間 （自 2025年10月 1日 至 2026年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬		4,622,943
運用受託報酬		943,671
業務受託報酬		2,495,288
その他営業収益		14,271
営業収益計		8,076,175
営業費用		5,704,099
一般管理費	※1	2,072,245
営業利益		299,830
営業外収益		
受取利息		9
為替差益		19,809
雑収益		516
営業外収益計		20,336
営業外費用		
投資有価証券売却損		0
雑損失		667
営業外費用計		667
経常利益		319,498
税引前中間純利益		319,498
法人税、住民税及び事業税		90,202
法人税等調整額		22,396
法人税等合計		112,599
中間純利益		206,899

(3) 中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日　至 2026年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	1,047,958	1,274,364	23,594	1,944,923	1,968,517	4,242,881	4,242,881
当期変動額									
中間純利益	－	－	－	－	－	206,899	206,899	206,899	206,899
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	206,899	206,899	206,899	206,899
当中間期末残高	1,000,000	226,405	1,047,958	1,274,364	23,594	2,151,823	2,175,417	4,449,781	4,449,781

［注記事項］

（重要な会計方針）

項　目	第 29 期中間会計期間 （自 2025 年 10 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）
1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6～18 年 器具備品　3～15 年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び業務受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間にわたり日々充足されると判断し、サービス提供期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。

	業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間にわたり充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

（中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間末 2026年3月31日
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物　373,427千円 器具備品　157,672千円

（中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間 （自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
※1 減価償却実施額 有形固定資産　11,430千円 無形固定資産　300千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期中間会計期間
（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	当中間会計期間増加（株）	当中間会計期間減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	78,270	－	－	78,270

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第29期中間会計期間 （自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）

1.金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）長期差入保証金	25,000	25,000	－
資産計	25,000	25,000	－

（注）1.

（1）現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（2）未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、未収入金、預り金、未払手数料、その他未払金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注）2. 市場価格のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

2.金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	－	25,000	－	25,000

（注1） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「1. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1 に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

第 29 期中間会計期間（自 2025 年 10 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の［関連情報］、「2. 地域ごとの情報」(1) 営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の 4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等関係)

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第 29 期中間会計期間（自 2025 年 10 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,622,943	943,671	－	2,495,288	14,271	8,076,175

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	ルクセンブルク	米国	その他	合計
委託者報酬	4,622,943	－	－	－	4,622,943
運用受託報酬	925,123	－	－	18,547	943,671
業務受託報酬	3,870	890,353	1,595,062	6,003	2,495,288

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	1,593,804
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	934,076
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシスS.A.R.L.	890,353

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第29期中間会計期間（自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第29期中間会計期間 （自 2025年10月 1日 至 2026年3月31日）	
１株当たり純資産額	56,851円68銭
１株当たり中間純利益金額	2,643円41銭

（注）1. なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. １株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	206,899千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益金額	206,899千円
期中平均株式数	78,270株

（重要な後発事象）

当社は、2026 年 1 月 22 日開催の取締役会においてウエスタン・アセット・マネジメント株式会社との間で締結した合併契約を承認しました。

(1) 取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容
   結合当事企業の名称：ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（以下「WAMJ」）
   事業の内容：投資運用業

2. 企業結合日
   2026 年 10 月 1 日

3. 企業結合の法的形式
   当社を存続会社、WAMJ を消滅会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称
   フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5. 企業結合の目的
   この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティーの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

公開日	2026 年 10 月 8 日
作成基準日	2026 年 10 月 1 日

担当部署名	商品部
電話番号	03-5219-5700